

人権研修テキスト

人権全般編

一人ひとりが尊重される
社会をつくるために



熊本県人権啓発キャラクター
「ココロ」

熊本県人権同和政策課

人権研修テキスト～人権全般編～

【作成の目的】

このテキストは、県や市町村の職員、企業や各種団体等の職員をはじめ、広く県民の皆さんに、個別の人権課題について基本的事項を研修する際に使っていただくことを目的として作成しました。

【内容構成】

- ・ 熊本県人権教育・啓発基本計画において「人権の重要課題」と位置付けられた各課題について、基本的な内容を学ぶことができるよう、課題ごとに1～2ページで構成しています。
- ・ 人権課題ごとの内容としては、次のような構成としています。
 - ① 4コマ漫画等により、それぞれの課題についての全体像をつかみやすくしました。
 - ② それぞれにどのような「課題」があるのかを示しました。
 - ③ それぞれの課題に対する取組みの経緯や現状を、「国際社会」、「国」、「県」ごとに簡潔にまとめました。

【研修等で使用するにあたって】

- ・ このテキストは、各人権課題について上記の内容構成でコンパクトにまとめていますので、研修受講者は研修中や研修後に人権課題の概略を知るために役立てることができます。
- ・ 地域や職場等で行う講義型研修において、配付資料として活用していただくことができます。その際は、このテキストに掲載した4コマ漫画により、受講者の興味・関心を高めたり、「課題」や「取組み」について、さらに詳しく解説していただいたりすることで、より充実した研修になります。それぞれの研修において、受講者の実態、研修の目的や時間等に応じて、必要な内容に絞ったり、又は、さらに内容を付け加えたりするなどしてご活用ください。

目次

I 人権とは

「人権」って何だろう？	2
どこまでが「権利」なの？	3
「人権」を守るために…	4
人権尊重の観点から、近年制定・改正された主な法律	5

II 様々な人権課題

女性の人権	6
子どもの人権	8
高齢者の人権	10
障がい者の人権	12
同和問題（部落差別）	14
外国人の人権	16
水俣病をめぐる人権	18
ハンセン病回復者等の人権	20
感染症・難病等をめぐる人権	22
犯罪被害者等の人権	24
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害	26
インターネットによる人権侵害	28
アイヌの人々の人権	30
ホームレスの人権	31
性同一性障がい・性的指向をめぐる人権	32
刑を終えて出所した人等の人権	33
新たな人権課題等	34

III 人権に関する資料

世界人権宣言	35
日本国憲法	36
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	37
熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例	38
熊本県人権教育・啓発基本計画	39
部落差別の解消の推進に関する法律	40
熊本県人権センターのご案内	41

I 人権とは

「人権」って何だろう？



みなさんは、「人権」という言葉に、どのようなイメージを持っていますか？

「誰もが生まれながらにして持っているもの」、「とても大切なもの」…なんだけど、何となくあいまいで、しかも、憲法や法律なども関係してくるから「わかりにくいもの」、「難しいもの」となっている人もいるかもしれません。さらに、「人権問題」＝「差別問題」と捉えている人も少なくはないでしょう。そして、その結果として「(自分は差別をしてない(されてない) から) 自分には関係がない」と考えてしまっている人がいるかもしれません。

しかし、「人権」は「わかりにくいもの」でも「難しいもの」でもありません。まして、「自分には関係がないもの」では決してありません。そのことを一緒に確認してみましょう。

一緒に考えてみよう ①

「人権」とは、読んで字のごとく「人間の権利」のことです。そこで、みなさんにお尋ねします。『今、みなさんは、どんな権利を持っていますか？』 下の空欄に、思いつくだけ書いてみて下さい。

どのような権利を、いくつくらい書けましたか？

「勤労権」、「教育を受ける権利」など、憲法が保障している権利を書いた人もいれば、「寝る権利」、「食べる権利」など、日常生活の中で見られる行動を書いた人もいるかもしれません。

(もちろん、どちらも正解です。)

なぜ、このように思いつくだけ権利を書いてもらったのかですが、このように書き出すことで、権利を抽象的なものから具体的なものに捉え直してもらいたかったからです。

そもそも、「人権」とは英語の [human rights] を和訳したものです。ここで注目してもらいたいのは、権利を意味する [right] が複数形になっているという点です。このことから、「人権」とは「人間が持っているいくつもの権利の総称」であることがわかります。

「人権」とは「誰もが生まれながらにして持っている、自分らしく、そして幸せに生活するという基本的な権利」です。そして、その基本的な権利というのが、先ほどみなさんに考えて(書いて)もらったものなのです。

どうでしょうか？ 「人権」って、「わかりにくいもの」でも「むずかしいもの」でもなければ、決して「自分とは関係のないもの」ではないと感じていただけましたか？

どこまでが「権利」なの？

権利が大切なことはわかるけど、あまり「権利」ばかりを主張すると「わがまま」や「自分勝手」と見分けがつかなくなってしまうのでは…？ と思われている方もいらっしゃるかもしれません。そこで、どこまでが「権利」なのか、「権利」と「わがまま」や「自分勝手」とは何が違うのかを考えてみましょう。

一緒に考えてみよう ②

A「自動車を運転する」、B「SNS^{*}やブログなどに書き込みをする」、C「飲酒や喫煙をする」などの行動が、「権利」として使われている場面や状況と、「わがまま（自分勝手）」になってしまっている場面や状況を考えて、下の表の空欄に書いてみて下さい。

	「権利」	「わがまま」や「自分勝手」
A		
B		
C		

このように、同じ行動であっても、場面や状況によっては「わがまま（自分勝手）」となってしまうことがあります。

このことから、「権利」と「わがまま（自分勝手）」の違いを、下の文のようにまとめてみました。

「わがまま（自分勝手）」は他者を顧みない自己主張であるが、
「権利」は が伴った自己主張である。

みなさんは、上の空欄にどんな言葉が入ると思いますか？

※SNS…ソーシャルネットワーキングサービスのことで、利用者間のコミュニケーションを目的とした、フェイスブックなどの会員制サービス又はサービスを提供するウェブサイトのことです。

「ルール」、「義務」…いくつかの言葉が入りそうですが、ここでは『責任』を当てはめたいと思います。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が一人ひとりの間において、相互に尊重されることが必要ですが、そのためには、お互いの人権が調和を持って行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要です。

そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められるのです。

「人権」を守るために…



すべての人にとって大切な人権が尊重される社会をつくるために、様々な取組みがなされてきました。

昭和21 (1946) 年 日本国憲法

- 基本的人権を明文化、様々な権利の保障がうたわれた。
自由権 (身体的自由、精神の自由、経済活動の自由)、平等権 (法の下での平等、男女の平等など)、社会権 (生存権、教育を受ける権利、労働者の権利) など

昭和23 (1948) 年 世界人権宣言

- 国連総会において「世界人権宣言」を採択。(決議された12月10日は「人権デー」)
- 人権の尊重と擁護が世界共通の課題であると位置づけられた。

昭和40 (1965) 年 同和対策審議会答申

- 同和問題を「もっとも深刻にして重大な社会問題である」と指摘。
- 同和問題の早急な解決は「国の責務」であり、「国民的課題」としている。
- この答申は、同和対策の基礎となり、歴史的意義は大きい。

昭和44 (1969) 年 ~ 平成14 (2002) 年3月まで

昭和44 (1969) 年 同和対策事業特別措置法

昭和57 (1982) 年 地域改善対策特別措置法

昭和62 (1987) 年 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

- 生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化などの総合的な施策が推進された。

平成7 (1995) 年 人権教育のための国連10年 (~平成16 (2004) 年)

- 各国において「人権という普遍的な文化」が構築されることを目指し、あらゆる学習の場における人権教育の推進、マスメディアの活用、世界人権宣言の普及などの目標をあげている。
- この目標を推進するために、各国が国内行動計画を定めることを求めている。

平成7 (1995) 年 熊本県部落差別事象の発生防止及び調査の規制に関する条例

- 同和地区に住んでいることや住んでいたことを理由として、結婚や就職の際に引き起こされる部落差別事象の発生を防ぐため、県や県民、事業者の役割と責務を明記。
- 結婚や就職の際に、同和地区に住んでいることや住んでいたことについて、県民や事業者が調査を依頼することを禁止。
- 県内事業者が自ら調査したり、調査を引き受けたりすることを規制。

平成8 (1996) 年 地域改善対策協議会意見具申

- 同和対策を特別対策から一般対策に移行。
- 同和問題を人権問題の重要な柱とし、依然として存在している差別意識の解消に向けた人権教育・啓発を推進することを提言。
- 人権侵害救済制度の確立を目指した。

平成9 (1997) 年 人権教育のための国連10年に関する国内行動計画

- 人権教育の積極的推進を図り、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期する。

平成11 (1999) 年 「人権教育のための国連10年」熊本県行動計画

- 「人権教育のための国連10年」の決議と、それに伴う国内行動計画を受けて策定。
- これまでの取組みの成果を生かしながら、より一層人権教育・啓発を推進していくと明記。

平成12(2000)年 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)

- 国と地方公共団体は、連携して人権教育・啓発を実施する責務を有することを明文化。
- 国民は人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならないと規定。
- 国と地方公共団体は、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有すると規定。

平成14(2002)年 人権教育・啓発に関する基本計画(2011一部改定)

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定。
- 国は、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

平成16(2004)年 人権教育のための世界計画

- 「人権教育のための国連10年」のフォローアップとして採択。
- 2015～2019年を第3フェーズとして「初等中等教育及び高等教育における人権教育並びに教員及び教育者、公務員、法執行者等への人権研修の実施の強化」及び「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」を目標としている。

平成16(2004)年 熊本県人権教育・啓発基本計画(2008、2012、2016改定)

- 様々な人権問題の現状を明らかにし、今後の人権教育・啓発の進むべき方向を明記。

平成28(2016)年 部落差別の解消の推進に関する法律

- 「現在もなお部落差別が存在する」との認識を示したうえで、「部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的」とし、相談体制の充実や教育・啓発及び実態調査について国の責任と地方公共団体の役割を明記。

人権尊重の観点から、 近年制定・改正された主な法律



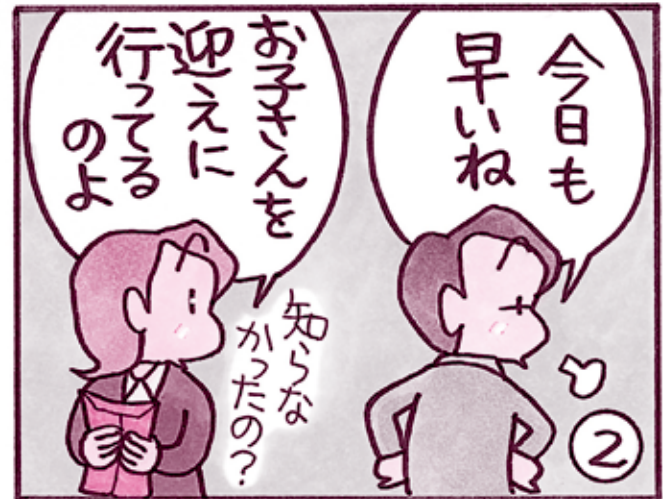
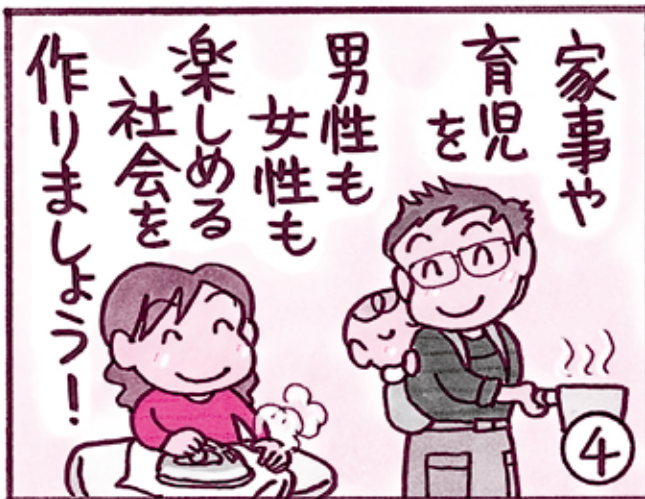
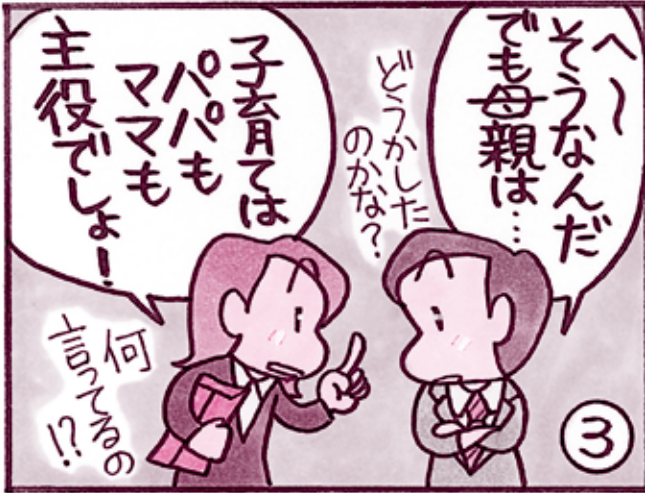
- ・障害者基本法(2011年一部改正・施行)
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律(2013年公布、2014年施行)
- ・私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(2014年公布・施行)
- ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(2014年一部改正・施行)
- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(2014年一部改正、2015年施行)
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(2015年公布・施行)※10年間の時限立法
- ・生活困窮者自立支援法(2013年公布、2015年施行)
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律(2014年公布、2015年施行)
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(2014年一部改正、2015年施行)
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(2014年一部改正、2015年施行)
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律(2013年一部改正、2016年施行)
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(2013年公布、2016年施行)
- ・部落差別の解消の推進に関する法律(2016年公布・施行)
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(2016年公布・施行)
- ・いじめ防止対策推進法(2016年一部改正、2017年施行)
- ・児童福祉法(2017年一部改正・施行)
- ・ストーカー行為等の規制等に関する法律(2016年一部改正、2017年施行)

Ⅱ 様々な人権課題

女性の人権



家事や育児の主役は…？！



男女が対等なパートナーとして尊重し合える社会に

本県の女性の就業率は、全国的にも比較的高くなっていますが、出産・育児期には落ち込んでいます。その要因としては、育児負担が女性に偏っていることや、長時間労働等を前提とした女性が働きにくい就業環境などが挙げられます。仕事と家庭・地域生活の両立のため、就業意欲のある女性が継続して働ける環境の整備や、育児・介護サービスの充実を図るとともに、男性の家庭や地域生活への参画が可能になるよう働き方の見直しを進める必要があります。

また、性差別意識や固定的な性別役割分担意識は、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)やドメスティック・バイオレンス(DV)など、女性に対する暴力や人権侵害につながっているともいわれています。

○どんな課題がありますか？

固定的な性別役割分担意識

平成29(2017)年に実施した「県民アンケート」によると、県民の約18%が「男は仕事、女は家庭」などと、性別によって役割を固定することに肯定的であるという現状が見られます。

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

相手の意に反した性的な言動により相手の心身を傷つけることをいいます。異性間だけでなく同性間でも起こります。

ストーカー行為

好意の感情やそれが満たされなかったことに対する恨みを充足させるために、特定の人やその家族に対して、つきまとい、名誉を傷つける言動、SNS(p3参照)等を利用して繰り返し精神的苦痛を与える行為をいいます。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者等からの暴力のことです。身体的、精神的、経済的、性的暴力などがあります。

○どんな取組みが行われていますか？

<国際的な主な取組み>

女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)(1979国連総会での採択 1985日本の批准)

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的としています。「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、差別の撤廃のための措置をとることを求めています。

<日本の主な取組み>

男女雇用機会均等法(1985制定 1997、2006、2012、2016、2017一部改正)

働く人が性別により差別されることがなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるよう定めています。

DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)(2001制定 2004、2007、2013、2014一部改正)

配偶者等からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等を図ることを目的としています。

女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)(2015制定)※10年間の時限立法

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的としています。

ストーカー規制法(ストーカー行為等の規制に関する法律)(2000制定 2013、2016一部改正)

ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制と、被害者に対する援助等を定めています。

<熊本県の主な取組み>

熊本県男女共同参画計画(2001策定 2016改定)

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、取組みの方向を示しています。

熊本県男女共同参画推進条例(2002制定)

県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画の形成に向けた取組みを総合的かつ計画的に推進するために制定されました。

熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2005策定 2008、2014改定)

「DV防止法」に基づき、市町村をはじめ関係機関や団体等との連携を図りながら、「男女がともに人権を尊重され、配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現」に向けた取組みを推進するために策定されました。

熊本県女性の社会参画加速化戦略(2015策定)

経済・労働分野における女性の社会参画を推進するため、経済界など産学官の連携により策定されました。

子どもの人権

虐待かも？と感じたら



家庭・学校・地域社会で子どもを守り、育てましょう

少子化の進行、家庭や地域の子育て力の低下等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

家庭においては、経済的な問題や地域における人間関係の希薄化などに伴う育児不安や育児ストレスの増大等により、児童虐待問題が深刻化しています。

学校においては、いじめや不登校、中途退学等の問題への解決に向けた取組みがなされています。

子どもの人権を守り、子どもたちが社会的に自立していけるよう、保護者だけが子育てに関わるのではなく、社会全体で子どもの健全な成長を支えることが必要です。

○どんな課題がありますか？

児童虐待

保護者が18歳未満の子どもに行う、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護者としての養育の放棄等）、心理的虐待のことです。

いじめ

子どもに対して、一定の人間関係にある子ども（その子どもが在籍している学校の子どもなど）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。

子どもの貧困

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困家庭の子どもが健やかに育つための環境の整備や学習の支援を図る必要があります。

性的搾取

国内外での児童買春やインターネット上における児童ポルノの氾濫など、児童を性的な商売の対象にすることをいいます。

○どんな取組みが行われていますか？

<国際的な主な取組み>

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）〔1989国連総会での採択 1994日本の批准〕

子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を守り、子どもにとって一番良いことを実現することをうたっています。

<日本の主な取組み>

児童憲章（1951制定）

児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図るために制定されました。

児童買春、児童ポルノ禁止法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）〔1999制定 2004、2014一部改正〕

児童（18歳に満たないもの）に対する性的搾取・性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性から、児童買春、児童ポルノに関わる行為等を処罰すること等を目的としています。

児童虐待の防止等に関する法律〔2000制定 2017一部改正〕

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援等を目的としています。なお、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに児童相談所等に通告する義務があります。

いじめ防止対策推進法〔2013制定 2016一部改正〕

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として制定されました。

子どもの貧困対策の推進に関する法律〔2013制定〕

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的として制定されました。

<熊本県の主な取組み>

熊本県子ども輝き条例（2007制定）

県民みんなで子どもの育ちを支え、全ての子どもが、いつも生き生きと輝く熊本の実現を目指して制定されました。※毎月15日は「肥後っ子の日」として、学校、地域、職場等で様々な取組みが行われています。

熊本県いじめ防止基本方針〔2013策定 2016改定〕

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定されました。

くまもと子ども・子育てプラン〔2015策定〕

すべての子どもが健やかに育ち、豊かなこころを育むことができ、また、安心して子どもを生み育てることができる地域社会を目指して策定されました。

高齢者の人権

社会にとって大切な宝



「高齢者はこうあるべき…」と決めつけてませんか？

高齢者に対してどのようなイメージを持っていますか。高齢であっても、働いたり地域活動等に参加したりする方も多く、ライフスタイルや価値観も様々です。高齢者に対する決めつけた考え方や接し方は、差別につながります。

また、養護者や養介護施設従事者等による高齢者への身体的・精神的な虐待や高齢者の有する財産権の侵害などの問題も深刻化しています。

加齢に伴う衰えは、誰もが避けることはできません。それにも関わらず、こうした高齢者を疎外したり、蔑視したりしていませんか。誰もが最後まで人としての尊厳を全うしたいと願っています。高齢者一人ひとりの生き方や考え方が尊重される家庭、地域、職場等を増やしていきましょう。

○どんな課題がありますか？

認知症に対する誤った理解や偏見

認知症は、脳の病気が原因で起こります。記憶障がいなど様々な症状が現れますが、「何もわからなくなる」「何もできなくなる」ということではありません。不安や苦しみを最も感じているのは本人であり、本人の尊厳が守られ、安心して生活するための支援が求められます。

高齢者虐待

身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待、性的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）などがあります。

犯罪被害・消費者被害等

振り込め詐欺や悪質商法の被害、財産管理上のトラブルなど、様々な犯罪や消費者被害等に巻き込まれる可能性があります。

○どんな取組みが行われていますか？

<国際的な主な取組み>

高齢者のための国連原則(1991国連総会での採択)

世界的に進む高齢化により重要性が高まっている「高齢者の人権」を保障するため、5つの基本原理(「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」)と18の原則を示し、各国政府が自国の計画に、この原則を組み入れることが奨励されました。

高齢化に関するマドリッド国際行動計画2002(2002策定)

世界中の人々が安心して尊厳をもって歳を重ねることができ、しかも、完全な権利を有する市民として社会に参加し続けることができるようにすることを目的として策定されました。

<日本の主な取組み>

高齢社会対策基本法(1995制定)

国民一人ひとりが生涯にわたって、安心して生きがいを持って過ごすことができる社会を目指して制定されました。

高齢社会対策大綱(1996策定)

就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境など総合的な施策が進められています。

介護保険法(1997制定)

高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み(介護保険)を定めました。単なる身のまわりの世話でなく、高齢者の自立を支援することを理念としています。

高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援等に関する法律)(2006制定)

高齢者を虐待から保護するための対策や養護者を支援するための対策を定め、高齢者虐待の防止、高齢者の権利擁護を目的として制定されました。

高齢者雇用安定法(高齢者等の雇用の安定等に関する法律)(2006制定 2017一部改正)

急速な高齢化等の進行等に対応し、高齢者の安定した雇用の確保等を図ることを目的として制定されました。

<熊本県の主な取組み>

「長寿・安心・くまもとプラン」(第7期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画)(2018年度～2020年度)

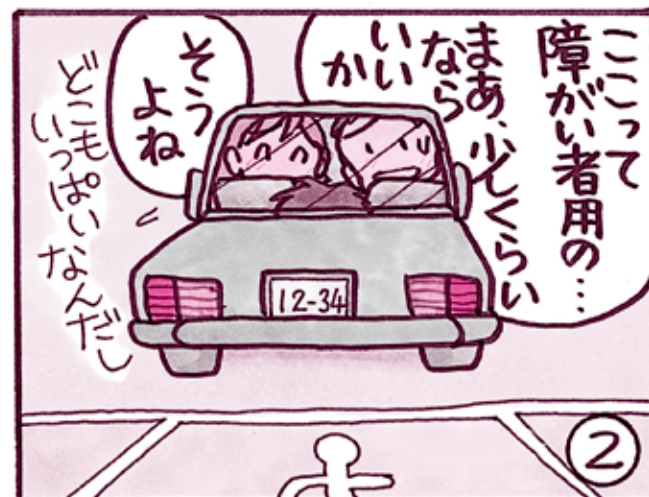
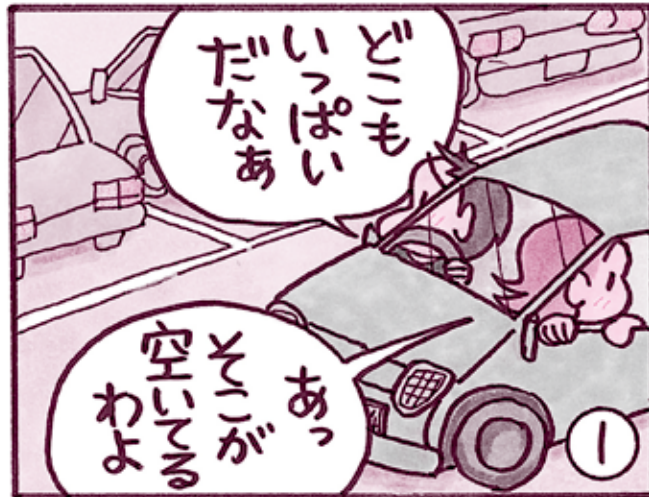
高齢化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域において、できるだけ健やかで自立した生活ができるよう、熊本らしい高齢者福祉施策を推進するために策定されました。

認知症対策の推進

「熊本モデル」と呼ばれる2層構造の認知症疾患医療センターと、かかりつけ医などの地域の各機関が連携することによる3層構造の「医療体制」、介護現場で働く方への認知症介護研修や若年性認知症施策の推進などによる「介護体制」、認知症サポーターの更なる養成や活躍支援などによる「地域支援体制」の3つの柱を中心に取組みを進めています。

障がい者の人権

ほんの少しの気づきと思いやりで…



共に生きるために…

障がい者を取り巻く問題については、「ノーマライゼーション」の考え方に基づき、様々な取り組みが行われてきましたが、障がい者に対する誤解や偏見、理解のない行動など、未だ多くの課題が存在しています。

障がいのある人が、ありのままで受け入れられ、不利益を受けることなく生活できる社会は、誰にとっても暮らしやすい社会であるはずです。

このような社会の実現のためには、障がいのある人が日常生活や社会生活で受けている制限や制約をなくすために必要な変更及び調整（合理的配慮）を行ったり、障がいや障がい者のことを正しく理解し、日常的な触れ合いや交流を深めたりすることが大切です。

○どんな課題がありますか？

障がい者の社会参加をはばむ障壁

- ・ 関係施設を設置する際の地域住民の反対や、障がい者等用駐車スペースへの駐車といった、障がいや障がい者に対する誤解や偏見、理解のない行動などが多くみられます。
- ・ 発達障がいや精神障がいについては、社会的認知不足による誤解や偏見がみられます。
- ・ 就労意欲が高くても、事業所の障がい特性についての理解不足などにより、働く場所がない、働き始めても長続きしないといった問題があります。

○どんな取組みが行われていますか？

<国際的な主な取組み>

障害者の権利に関する条約〔2006国連総会での採択 2014日本の批准〕

障がい者の「尊厳」「自律及び自立の尊重」「非差別」「社会への完全かつ効果的な参加及び包容」「機会均等」「施設等の利用の容易さ」などが一般原則として規定されています。

<日本の主な取組み>

障害者基本法〔1993改題 2011一部改正〕

全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会を実現することが目的として掲げられるとともに、障がい者の定義の見直しや、地域社会における共生等の基本原則が規定されています。

発達障害者支援法〔2005制定〕

身体・知的・精神の3障がいの枠組みでは支援が困難であった発達障がい者に対して一体的な支援を行うために制定されました。

障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）〔2011制定〕

障がい者の虐待の防止に係る国や自治体の責務等を定めています。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律）〔2012制定〕

地域社会での共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講じるために制定されました。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）〔2013制定〕

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して制定されました。

障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）〔1960制定 2013一部改正〕

雇用分野による差別の禁止及び精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの改正がなされました。

障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止指針及び合理的配慮指針〔2015策定〕

「障害者差別禁止指針」では、募集・採用、賃金、配慮、昇進、降格、教育訓練などにおいて障がい者であることを理由とする差別を禁止し、「合理的配慮指針」では、障がい者への合理的配慮の提供を義務づけています。

<熊本県の主な取組み>

やさしいまちづくり条例（熊本県高齢者・障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例）〔1995制定 2004一部改正〕

障がい者等の自立と社会参加を妨げる様々な障壁（バリア）を取り除き、県民誰もが共にいきいきと暮らせるやさしいまちづくりを目指して制定されました。

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例〔2011制定 2015一部改正〕

全ての県民が障がいの有無に関わらず安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）の実現を目指して制定されました。

第5期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」〔2015年度～2020年度〕

障がいのある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して策定されました。

同和問題(部落差別)



本当に大切なことを見失わないで！



同和問題(部落差別)の解決のためには…

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、今日においても、同和地区に生まれた又は住んでいるという理由だけで、根拠のない言い伝えや偏見によって差別され、全ての国民に保障されているはずの基本的な人権が、完全には保障されていないという重大な人権問題のことです。

現在もなお部落差別が残されているのは、同和問題について正しく学んでいないことが大きな要因です。同和問題の解決のためには、正しく理解・認識するとともに、世間体にとらわれることなく自分自身で考え、行動していく態度を養うことが必要です。

○どんな課題がありますか？

結婚や就職の際に、出身地を理由に差別等をされること

出身地を理由に、結婚に反対したり、就職の際の採用選考時に、本人の能力や適性とは関係のない不適切な質問が行われたりする等の事象が起きています。

インターネット上で差別表現や差別情報が流されること

インターネットの匿名性を悪用した、同和地区を誹謗中傷する差別的な書き込みが頻発する等、差別情報の掲載が問題となっています。

不動産売買等における「土地差別」

都市開発、マンション建築等に際して、特定の地域に対する差別調査が行われたり、不動産売買において同和地区の物件が避けられたりする、いわゆる「土地差別」という同和地区を忌避する状況が報告されています。

職権の悪用等による戸籍謄本等の不正取得

一部の司法書士や行政書士等が、職務上の権限を利用して他人の戸籍謄本等を不正に取得するといった事件が相次いで発覚しています。

えせ同和行為

同和問題に対する誤った認識を利用して、同和問題を口実に不当な要求等を行うことです。この行為は、同和問題への誤った意識を植え付ける原因ともなっており、同和問題の解決に逆行するものです。

○どんな取組みが行われていますか？

<日本の主な取組み>

同和对策審議会答申 (1965)

同和問題は「最も深刻にして重大な社会問題である」と定義し、その早急な解決は「国の責務」であり、「国民的課題」であることを明らかにしました。

また、この答申を受けて、1969年から2002年3月までの33年間、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等、差別解消のための総合的な施策が特別措置法により推進されました。(特別措置法については、p4を参照。)

地域改善対策協議会意見具申 (1996)

同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について「①差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」「②人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」「③地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行」「④今後の施策の適正な推進」などの提言が行われました。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (2000制定) (p37参照)

人権教育・啓発に関する基本計画 (2002策定 2011一部改定)

「同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、取組みを積極的に推進すること」としています。

部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律) (2016制定)

「部落差別は許されないものである」との認識を示したうえで、相談体制の充実や教育及び啓発等を通して部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として制定されました。

<熊本県の主な取組み>

熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例 (1995制定)

結婚や就職に際して、部落差別につながるような身元調査を行うことを規制しています。

熊本県人権教育・啓発基本計画 (2004策定 2008、2012、2016改定)

同和問題は県政の重要課題であり、これからも粘り強く解決に向けた取組みを推進していかなければならないとしています。

外国人の人権



「ちがい」を理解すると「おいしい」ね！



多文化共生の地域づくりを目指して

国際化の進展に伴い、日本に在住あるいは訪問する外国人が増えています。就労差別や入居・入店拒否など日常生活において差別事例が発生しています。

本県においても、在留外国人数は増加傾向にあり、観光やビジネスなども含め、諸外国との人的・物的交流の規模は今後も拡大していくと考えられます。

外国人に対する偏見や差別は、異なる民族・国・地域・文化等について正しい理解がなされていないことや、伝統的な価値観を有する地域社会の中で、外国人や異文化に対して閉鎖的になっていることなどが要因だと考えられます。

いろいろな国の人と交流し、歴史や文化の違いを知ることでお互いを一人の人間として認め合い、尊重し合う関係を築くことが大切です。

○どんな課題がありますか？

外国人であるというだけで、不当な扱いを受けること

アパートへの入居や店舗への入店、施設の利用などを断られることがあります。また、就業を断られたり、就業した後の待遇面で差別されたりすることもあります。さらに、様々な店舗や施設、公共機関などで十分なサービスを受けることができないといった問題もあります。

ヘイトスピーチ

特定の民族や国籍の人々を誹謗中傷したり、排斥したりする言動です。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることにもつながりかねません。

○どんな取組みが行われていますか？

<国際的な主な取組み>

人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）（1965国連での採択 1995日本の批准）

人種・皮膚の色・世系・民族・部族などの違いによる差別をなくすために、必要な政策・措置を行うことを締約国に義務づけています。

<日本の主な取組み>

在留外国人に対しては、社会保険、国民健康保険、国民年金、雇用保険への加入対象になるなどの措置が取られています。

また、労働基準法などの労働に関する法律は、国内における労働であれば、日本人であるかどうかに関わらず適用されます。さらに、外国籍の子どもも日本の学校に就学することができます。

地域における多文化共生推進プラン（2006策定）

各都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画策定を進める際のガイドラインとして策定されました。

ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）（2016制定）

在日外国人やその子孫に対する不当な差別的言動の解消に向けた国民の務めや国及び地方公共団体の責任などが明記されています。

※地域における多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。（多文化共生の推進に関する研究報告書より）

<熊本県の主な取組み>

<まもと国際化総合指針（2009策定）

交流と共生による「夢と希望あるくまもと」の実現を目指して策定されました。在留外国人住民の増加に対応し、「多文化共生社会」の地域づくりをすすめるために、「コミュニケーション支援」「生活支援」「多文化共生の理解促進」の3つの施策に取り組んでいます。

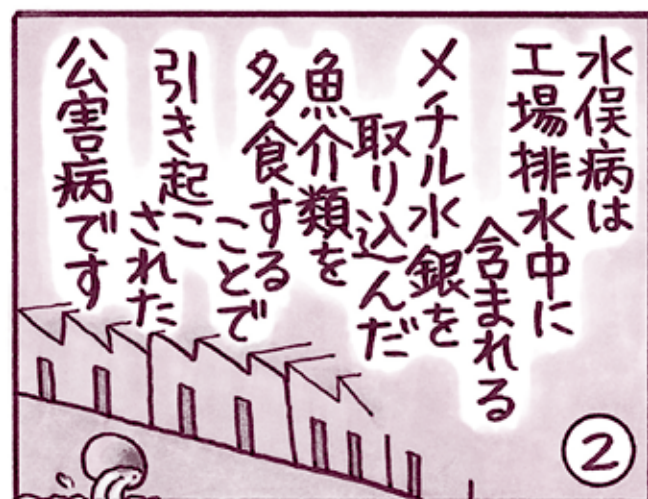
ヘイトスピーチ対策について強化策を求める意見書（2015）

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が社会的関心を集めています。国際連合からもいわゆる「人種差別撤廃条約」の締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告を受けています。こうしたことを受けて、熊本県議会において、全会一致で可決され、国における適切な対応を求めています。

水俣病をめぐる人権



ちゃんと知ってください…



水俣病について正しく学びましょう！

今なお、多くの人々が健康被害に苦しんでいるだけでなく、「水俣」というだけで特別な目で見られ、県外で水俣出身を語れないなど、水俣病被害者、あるいは水俣病発生地域に対する偏見や差別の問題が存在しています。

こうした偏見や差別の解消のためには、水俣病について正しく理解するとともに、被害者の立場に立って考え、行動することが大切です。

水俣病の問題は、被害者、あるいは水俣病発生地域だけの問題ではなく、科学技術や経済的豊かさの恩恵を受けてきた社会全体に関わる問題です。だからこそ、この問題を、自分自身の問題と受けとめ、命や健康、環境の大切さを日頃から深く認識するようにしましょう。

○水俣病とは？

工場排水中のメチル水銀に汚染された魚介類を、長い間たくさん食べたことが原因となって発生した中毒症のことです。伝染病・遺伝病・風土病等ではありません。

主な症状として、両手足の感覚障がいや視覚・聴覚障がい、運動失調等があります。妊娠している母親の体内に入ったメチル水銀が、胎盤を通して胎児へ取り込まれたことにより発症した胎児性水俣病も発生しています。

○どんな課題がありますか？

病気や地域に対するの偏見や差別

水俣病の原因がまだはっきりしなかった頃、病気が伝染すると誤解され、患者やその家族は地域の付き合いを断られることもありました。

また、水俣地域は原因企業に経済的に大きく依存していたため、患者やその家族が原因企業と対立するものとして偏見や差別を受けたり、患者が受ける補償金が、中傷やねたみをまねいたりするなど、地域住民の絆が損なわれました。

地域外では、水俣出身であるというだけで結婚や就職を断られる、水俣の産品が売れないなどといった差別が起き、地域全体を苦しめました。

様々な教育・啓発の取組みが進められた現在でも、地域の住民に対する差別発言や中傷電話があるなど、被害者や地域に対する偏見や差別は解消されていません。

○どんな取組みが行われていますか？

環境の復元

水俣湾の海底に積み重なったヘドロの除去・埋立、水銀に汚染された魚介類の処分などにより、現在、水俣湾の魚介類の水銀濃度は国の基準を下回り、安全に捕ったり食べたりすることができます。

関西訴訟最高裁判決(2004)

水俣病の被害拡大を防げなかったことについて、国と県の責任が確定しました。

→県は、「被害者の救済」「地域の再生」「環境の復元」「公害をくり返さないために水俣病の事実や教訓の発信」等に取り組んでいます。

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(2009制定)

水俣病被害者をできる限りすべて、迅速に救済するための措置を定めるとともに、救済措置の実施と併せて行う取組みの一つとして「地域社会の絆の修復」をあげています。県では「水俣病に関する偏見・差別の解消」「地域の再生・融和(もやい直し[※])」等の施策を進めています。

※もやい直し：壊れてしまった人と人との関係、自然と人との関係を取り戻し、対話や協働を通して地域の再生を目指す取組みのことです。また、この取組みを進めるために、もやい直しセンターが建設され、人々の交流の場、地域保健・福祉の中心として利用されています。

学習・啓発のための施設

「水俣市立水俣病資料館」：水俣病に関する資料の展示や語り部による講話などを通して、水俣病の歴史や教訓を伝えています。※平成28(2016)年に展示室がリニューアルされました。

「国立水俣病情報センター」：水俣病における歴史的・学術資料の収集、国内外への情報発信等において、中核となる役割を果たしています。

「熊本県環境センター」：環境の現状や環境問題について正しい理解と認識を深め、地球にやさしい行動を促すため、様々な環境問題についての学習指導を行っています。

水俣病に学ぶ肥後っ子教室

県内の全ての公立小学校5年生を対象に、水俣病への正しい理解を図り、偏見や差別を許さない心情や態度を育むとともに、環境問題への関心を高め、環境保全や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度や能力を育成することを目的に実施しています。